

博多港における埠頭群の運営の事業 けい留施設等利用基準

このけい留施設等利用基準(以下「利用基準」という。)は、博多港ふ頭株式会社(以下「博多港ふ頭」という。)が港湾法の規定(港湾運営会社)に基づき、福岡市から「博多港における埠頭群の運営の事業」の事業者として借り受けたいけい留施設等の港湾施設(以下「施設」という。)の利用に関し、次のとおり定めます。

(定義)

- 第1条** この利用基準における「埠頭群」とは、博多港港湾計画において、「効率的な運営を特に促進する区域」として位置付けられたアイランドシティ地区及び香椎パークポート地区のコンテナターミナルをいいます。
- 2 「施設」とは、別表に定める施設とします。
- 3 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、施設を利用する場合、この利用基準に定めのない事項については、博多港港湾施設管理条例及び同施行規則並びに関係法令等を遵守してください。

(施設の利用申込及び利用決定)

- 第2条** 利用者は、施設の利用申込を行う場合、けい留施設等利用登録申請書を提出して利用登録を行うとともに、個別の利用に際しては博多港港湾情報システムで申請してください。
- また、利用変更及び利用取消しについても同様とします。
- 2 博多港ふ頭は、利用者が行った利用申込に対する利用決定は、博多港港湾情報システムで行います。

(利用決定の解除)

- 第3条** 博多港ふ頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者との利用決定の全部又は一部を解除する場合があります。
- (1) 利用申込の内容に不正があったと認める場合
- (2) 法令又は本利用基準に違反したと認められる場合
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由により、利用申込内容の履行が不可能または著しく困難になった場合
- (4) その他、博多港ふ頭が公益上又は管理上必要と認める場合
- 2 前項の規定によって利用者が損害を受けても、博多港ふ頭はその責めを負いません。

(利用の制限・禁止)

- 第4条** 博多港ふ頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し利用を制限し、一定の行為を指示し又は禁止することがあります。
- (1) 使用料を支払わない場合
- (2) 爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であって取扱上危険な品物を施設内に持ち込んだ場合
- (3) 施設又は他の貨物等を損傷するおそれがある場合
- (4) 伝染、病毒若しくは汚染のおそれのあるもの又は腐敗しやすい品物を施設内に持ち込んだ

場合

(5)その他、博多港ふ頭が公益上又は管理上必要と認める場合

2 前項の規定によって利用者が損害を受けても、博多港ふ頭はその責めを負いません。

(権利譲渡等の禁止)

第5条 利用者は、その利用する権利を譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできません。

(使用料)

第6条 使用料は、別表に定める額とします。

2 博多港ふ頭は、使用料の改定を行った場合は、速やかに利用者へ通知いたします。

(使用料の徴収方法)

第7条 利用者は、使用料の請求を受けた月の末日までに博多港ふ頭の指定する銀行口座に振り込んでください。

2 使用料の支払期限までに支払いがなく博多港ふ頭の督促後支払を行った場合は、支払期限の翌日から支払日までの期間に応じ、当該使用料の額(100円未満の端数があるときは切り捨て)につき、年14.6%(支払期限の翌日から1月を超過するまでの期間については、年7.3%)の割合により計算した延滞金を請求させていただきます。

(原状回復)

第8条 利用者が、施設を滅失し、又はき損したときは、自己の負担においてこれを原状に回復し、博多港ふ頭の検査を受けなければなりません。

ただし、博多港ふ頭の定める額の損害を賠償した場合は、原状回復の責任を免れることができます。

(報告の義務)

第9条 利用者は、施設をき損したときは、博多港ふ頭に直ちにその状況を詳細に届け出て指示を受けてください。

また、施設の異常を発見したときも同様に必ず報告してください。

(秩序の保持)

第10条 利用者は、施設の利用にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって、その目的及び用途に従い効率的な利用を図るとともに、安全管理、衛生管理及び火災事故等が発生しないよう特段の注意を払ってください。

2 施設の利用が終わったときは、利用者の負担において清掃し、次の利用に支障のないように努めてください。

(その他)

第11条 この利用基準に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は博多港ふ頭及び利用者協議のうえ別に定めます。

この利用基準は、平成26年4月1日から施行します。

別表

第1条関係 施設

名称	香椎パークポートコンテナターミナル
所在地	福岡市東区香椎浜心頭四丁目13-1、14、16

施設名	数量	規格
岸壁 (香椎4号岸壁) (香椎5号岸壁)	2バース	延長 600 m
		けい留能力 40,000 D/W t
		水深 -13 m
		天端高 +3.5 m
		エプロン幅 20 m
		荷捌き地幅員 40 m
岸壁給水	15ヶ所	口径 100 mm

名称	アイランドシティコンテナターミナル
所在地	福岡市東区みなと香椎一丁目25-1、25-6、29、30、31 及び地先

施設名	数量	規格
岸壁 (IC6号岸壁) (IC7号岸壁) (IC8号岸壁)	2バース	延長 IC6号岸壁: 330 m
		IC7号岸壁: 350 m
		IC8号岸壁: 210 m
		けい留能力 IC6号岸壁: 50,000 D/W t
		IC7号岸壁: 60,000 D/W t
		IC8号岸壁: 60,000 D/W t
		水深 IC6号岸壁: -14 m
		IC7号岸壁: -15 m
		IC8号岸壁: -15 m
		天端高 +4.0 m
エプロン幅 20 m		
荷捌き地幅員 41 m		
岸壁給水	13ヶ所	口径 100 mm

第6条関係 使用料

(消費税相当額を除く)

施設名	内容	単価(円)	
岸壁	総トン数 1 t まで毎 に	けい留時間が2時間未満の船舶	6.10
		けい留時間が2時間以上12時間以下の船舶	9.15
		けい留時間が12時間を超え24時間以下の船舶	12.20
		けい留時間が24時間を超える船舶	12.20 円に24時間を超える12時間まで毎に 6.10 円を加えて得た額
岸壁給水	3トンまで	2,190	
	3トンを超えるときは、超える量1トンまでごとに なお、平日の9時から17時及び土曜日の9時から13時以外の時間、日曜日、国民の祝日に規定する休日及び荒天時については、算出料金の5割増とする。	730	

※ 消費税額及び地方消費税額については、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。